

重大な消防法令違反の建物を ホームページに公表します！

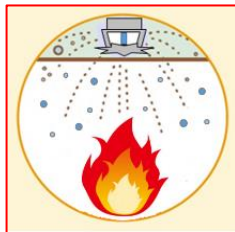
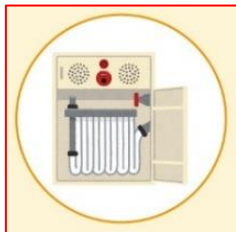
(違反対象物の公表制度)

違反対象物公表制度とは

建物を利用する方が安心して利用していただくために、重大な消防法令違反のある建物を公表する制度です。

公表の対象となる重大な消防法令違反とは

消防法令で設置が義務付けられているにもかかわらず、
屋内消火栓設備・スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合、
公表の対象となります。



公表制度が始まります



公表の対象となる建物とは

飲食店・物販店・ホテルなど、不特定多数の方が利用する建物や、
病院・社会福祉施設など、一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

公表の時期とは

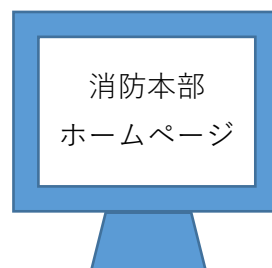
立入検査で違反を確認し、建物関係者に違反を通知した日から14日が経過しても、その違反が認められる場合に公表します。また、公表は違反が是正されるまでの間続きます。

公表の方法・内容とは

足利市のホームページに①建物の名称②建物の所在地③違反の内容を掲載します。

運用開始時期

平成31年4月1日から運用開始



建物関係者の方へ

あなたが所有・管理する建物で次のようなことを行う場合は、新たに消防用設備の設置が必要となることがありますので、事前に予防課にご相談ください。

- ☑飲食店、物品販売店、病院、福祉施設などの新規入居
- ☑増築、改築、隣接建物との接続工事
- ☑窓や扉などの閉鎖工事

お問い合わせは、足利市消防本部予防課まで TEL (0284) 41-3199